□認定要件の具体例

弘前市移住応援企業認定制度の認定要件について、具体的な事例をお知らせします。

■認定要件の基本的な考え方

この制度では、

- ①首都圏等をはじめとした他地域からの移住
- ②観光や二地域居住といった交流

を促進し、地域の活性化に積極的に取り組み、今後も継続して取り組むと認められる企業等を評価し、弘前市全体でこうした活動を盛り上げようとするものです。

■定義

この制度では、個人事業主または市内に本社又は主たる事業所があり、常時雇用する 労働者を有して事業活動を行うものを「企業等」とし、申請の単位としています。

- ①市内に本社、本店がある場合 市内にある本社、本店から申請を受け、市外の支店も含めた企業全体を認定します。
- ②市内に本社、本店はないが、市内に支店等がある場合 取り組みのある支店から申請を受け、当該支店のみを認定します。複数の支店でまと めることもできます。
- ■企業等における移住・交流応援に関する取り組み この例示にとらわれず、アイデアあふれる取り組みを求めます。

必須項目

(1)移住・交流の促進に係る情報発信・プロモーション活動に取り組んでいること。

例)

- ・自社のホームページに弘前市ぐらしのホームページ(市の移住促進サイト)のリンク を張っている。
- ・来弘する取引先に観光案内を実施している。

選択項目

(2) 自らの企業等における移住・交流受入体制づくりの活動に取り組んでいること。

例)

・家族を伴って弘前市へ転勤する社員を支援している。

- ・常時雇用労働者の採用を拡大した。
- ・農業研修生、伝統工芸研修生などの受け入れを行っている。
- (3) 地域における移住・交流受入体制づくりの活動に取り組んでいること。

例)

- ・移住者と地域住民の交流会を継続して開催している。
- (4) 移住・交流を促進する、又は移住・交流を活用したビジネスの創出及び活性化に向けた活動に取り組んでいること。

例)

- ・複数の企業で連携し、テーマ性のある市内巡りのツアーを造成している。(参加している企業ごとに申請)
- ・移住者に対し、割引・入会費無料などのサービスを提供している。
- (5) 市が実施する移住・交流を促進する事業と連携する活動に取り組んでいること。